



山形県公報

平成17年9月9日(金)
第1675号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (健康福祉企画課) ...1005 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定..... (同) ... 同                        |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... (同) ...1006                   |
| 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出..... (同) ... 同                     |
| 生活保護法による指定介護機関の指定..... (同) ... 同                        |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ...1007      |
| 土地改良区の役員の退任の届出..... (最上総合支庁農村計画課) ... 同                 |
| 土地改良区の役員の就任の届出..... (同) ...1008                         |
| 開発行為に関する工事の完了..... (置賜総合支庁建築課) ...1009                  |
| 県証紙売りさばき所の変更..... (出納局) ... 同                           |

### 公 告

|                              |
|------------------------------|
| 一般競争入札の公告..... (総務課) ...1010 |
| 同..... (出納局) ... 同           |
| 同..... (同) ...1012           |

## 告 示

### 山形県告示第781号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.35パーセント」を「年0.4パーセント」に、「年0.7パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成17年8月10日から適用する。
- 平成17年8月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第782号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。  
平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日      |
|-----------|-----------------|------------|
| あづま調剤薬局   | 米沢市館山五丁目6515番地5 | 平成17. 7. 4 |

|          |                 |        |
|----------|-----------------|--------|
| ながまち歯科医院 | 同 春日二丁目13番3号    | 同 8.1  |
| 足立歯科医院   | 酒田市亀ヶ崎二丁目26番31号 | 同      |
| 大塚医院     | 南陽市赤湯393番地      | 同 8.12 |

## 山形県告示第783号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年9月9日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日    |
|-----------|----------------|----------|
| 浅黄医院      | 西村山郡河北町谷地甲57番地 | 平成17.6.9 |
| 株式会社山本薬局  | 東根市大字東根甲583番地  | 同 7.4    |
| 江場歯科医院    | 同 530番地        | 同 7.12   |

## 山形県告示第784号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年9月9日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称    | 指定施術機関の所在地      | 廃止年月日     |
|--------------|-----------------|-----------|
| 香曾我部ほねつぎ院    | 山形市銅町二丁目5番34号   | 平成14.5.31 |
| 武田接骨院        | 同 長町二丁目4番4号     | 平成15.3.31 |
| 仲山鍼灸・マッサージ療所 | 尾花沢市大字芦沢168番地   | 同 7.3     |
| 三浦接骨院        | 山形市城西町五丁目8番23号  | 同 12.31   |
| としま屋芳仙       | 鶴岡市大字湯田川甲59番地11 | 平成17.3.31 |
| 仙寿堂接骨院       | 山形市薬師町二丁目11番4号  | 同 7.25    |

## 山形県告示第785号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年9月9日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|--------------------|---------------|----------------|------------|
| 茅原クリニック            | 介護療養型医療施設     | 鶴岡市茅原町26番23号   | 平成17. 7. 1 |
| アイリスケアセンター鶴岡みさき    | 居宅介護支援        | 同 美咲町7番16号     | 同 8. 1     |
| ラベンダーの丘訪問介護ステーション  | 訪問看護          | 米沢市芳泉町28番地の2   | 同          |
| ラベンダーの丘訪問介護センター    | 訪問介護          | 同              | 同          |
| ラベンダーの丘れんげ草        | 通所介護          | 同              | 同          |
| ラベンダーの丘居宅介護支援センター  | 居宅介護支援        | 同              | 同          |
| アサヒサンクリーン株式会社新庄営業所 | 訪問入浴介護        | 新庄市大手町2番83号    | 同 8. 5     |
| デイサービスひまわり         | 通所介護          | 鶴岡市稲生一丁目3番5号   | 同 8.17     |
| 株式会社コムスンさがえケアセンター  | 訪問介護          | 寒河江市中央一丁目8番34号 | 同 8.22     |

## 山形県告示第786号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.75パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成17年6月10日から平成17年8月9日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、第2条の規定にかかわらず、年0.7パーセントとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成17年8月10日から適用する。  
 2 平成17年8月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第787号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 本 間 弥 助 | 最上郡戸沢村大字神田963 |
| 同        | 八 鍬 文 夫 | 同 松坂766 - 4   |
| 同        | 荒 川 健 悦 | 同 名高979       |

|    |       |            |           |
|----|-------|------------|-----------|
| 同  | 黒坂文男  | 同          | 神田334     |
| 同  | 安喰栄一  | 最上郡鮭川村大字佐渡 | 1766      |
| 同  | 小野宏   | 同 戸沢村大字名高  | 998       |
| 同  | 早坂義徳  | 同 鮭川村大字中渡  | 200       |
| 同  | 荒川幸一郎 | 同 戸沢村大字名高  | 998       |
| 同  | 進藤伸雄  | 同          | 津谷44 - 1  |
| 同  | 山科正   | 同          | 岩清水93     |
| 同  | 岸孝義   | 同          | 神田984 - 2 |
| 同  | 矢口信一  | 同          | 松坂364 - 7 |
| 監事 | 八鍬勝治  | 同          | 松坂631     |
| 同  | 安食哲弥  | 同          | 蔵岡1534    |
| 同  | 二戸部義行 | 同          | 神田951     |

## 山形県告示第788号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年9月9日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                |
|----------|------|-------------------|
| 理事       | 八鍬文夫 | 最上郡戸沢村大字松坂766 - 4 |
| 同        | 本間弥助 | 同 神田963           |
| 同        | 荒川健悦 | 同 名高979           |
| 同        | 黒坂文男 | 同 神田334           |
| 同        | 安喰栄一 | 最上郡鮭川村大字佐渡1766    |
| 同        | 小野宏  | 同 戸沢村大字松坂123 - 1  |
| 同        | 中村寛  | 同 蔵岡131           |
| 同        | 柿崎信昭 | 同 蔵岡154           |

|     |           |   |            |
|-----|-----------|---|------------|
| 同   | 荒 川 幸 一 郎 | 同 | 名高998      |
| 同   | 山 科 正     | 同 | 岩清水93      |
| 同   | 岸 孝 義     | 同 | 神田984 - 2  |
| 同   | 大 川 信 一   | 同 | 津谷38       |
| 同   | 矢 口 広 行   | 同 | 松坂354      |
| 同   | 荒 木 庄 也   | 同 | 鮭川村大字中渡90  |
| 監 事 | 八 鍬 勝 治   | 同 | 戸沢村大字松坂631 |
| 同   | 安 食 哲 弥   | 同 | 蔵岡1534     |
| 同   | 二 戸 部 義 行 | 同 | 神田951      |

山形県告示第789号

次の開発行為は、完了した。

平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年7月27日 指令置総建第6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東置賜郡川西町大字中小松字仲江2292番3、2300番1、2300番2
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
米沢市松が岬二丁目1番19号  
株式会社ナウエル

山形県告示第790号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名          | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |             | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------------|---------------------|-------------|--------------|
|                               | 変 更 前               | 変 更 後       |              |
| 山形市農業協同組合<br>代表理事組合長<br>大山 幸雄 | 山形市幸町7番15号          | 山形市幸町18番20号 | 平成17. 8.31   |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県知事記者会見インターネット動画配信業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム(15階)
- (2) 日 時 平成17年9月20日(火) 午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県知事記者会見インターネット動画配信業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年9月20日から平成18年3月31日まで
- (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務課広報室 電話番号023(630)2088

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年9月14日(水)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪ドーザ等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成17年9月22日(木)午前10時30分

## 2 入札に付する事項

### (1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 除雪ド - ザ(11トン級 車輪式 両サイドシャッター) 1台

ロ 小型除雪車(1.0メ - トル級) 3台

ハ 凍結防止剤散布車(湿式2.5立方メ - トル 全輪駆動) 1台

ニ 凍結防止剤散布車(乾式2.5立方メ - トル 全輪駆動 積込装置) 3台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成17年12月20日(火)

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイからニまでごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年9月15日(木)午後1時まで提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight : 11 ton class, equipped with a shutter both sides)

Quantity : 1

Compact Snow Removers ( Snow removing width : 1 meter class ) Quantity : 3

Material Spreader(Four wheel drive, hopper capacity : 2.5 cubic meters class) Quantity : 1

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity : 2.5 cubic meters class, equipped with a lift equipment )Quantity : 3

(2) Time-limit for tender : 10:30A.M September 22, 2005

(3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、学内ネットワークの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年9月9日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日時 平成17年10月5日(水)午前11時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 学内ネットワーク 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成17年11月21日(月)

(4) 納入場所 産業技術短期大学校庄内校

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年9月21日(水)午後1時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約



解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

平成17年9月9日印刷  
平成17年9月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056